

土壤汚染状況調査の実施対象となる土地が拡大します！

～改正土壤汚染対策法が平成31年4月1日に施行されます～

【宮城県】

土壤汚染対策法では、届出が必要な土地の形質変更の規模要件を3000㎡以上としていますが、改正法施行後は、土壤汚染対策法第3条第1項のただし書の確認を受け、土壤汚染状況調査が猶予されている土地及び水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設が存在する工場又は事業場の敷地にあつては、900㎡以上の土地の形質変更をする場合にも届出が必要となります。

【改正内容】

1 法第3条関係

有害物質使用特定施設を廃止した場合には、土地の所有者は当該土地の土壤汚染状況調査を行い、その調査結果を都道府県知事等に報告しなければなりません。引き続き工場・事業場の敷地として使用される等の理由から、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないことを知事が確認した土地では、その調査が猶予されています。

改正法では、これらの土地において、900㎡以上の土地の形質の変更をする場合に届出が必要となります。

2 法第4条関係

これまで、土地の形質の変更届出が必要な規模は一律に3000㎡以上でしたが、操業中の有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地においては、900㎡以上となります。

【届出期限】

1 法第3条関係

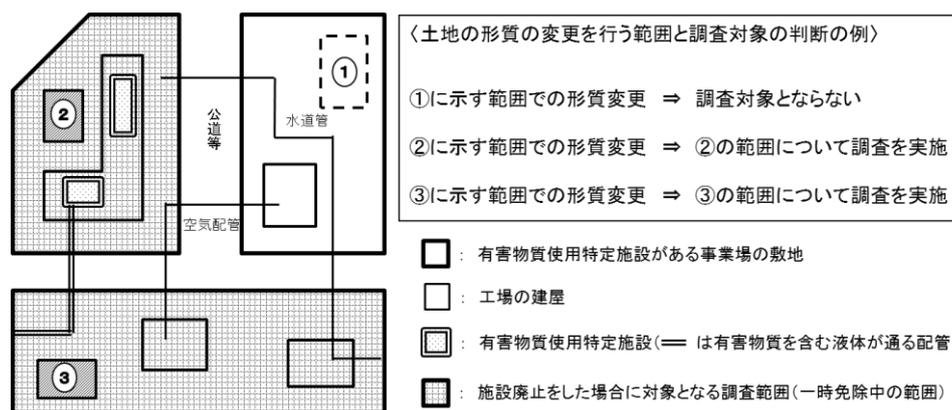
届出期限は法に定められていませんが、形質変更を行う当該土地の特定有害物質による汚染の状況について調査を行う必要が生じますので、届出の提出時期については、事前に管轄保健所まで御相談ください。

2 法第4条関係

土地の形質の変更に着手する日の30日前まで

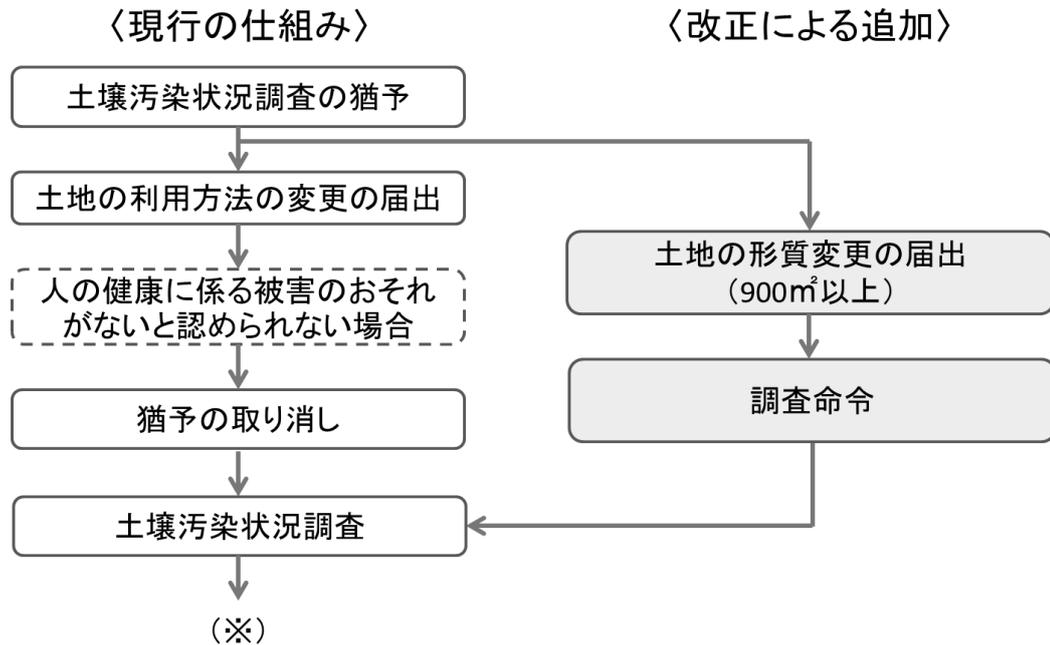
なお、届出対象は、平成31年5月1日以降に土地の形質の変更に着手するものとなります。

【届出が必要となる土地及び土壤汚染状況調査のイメージ】

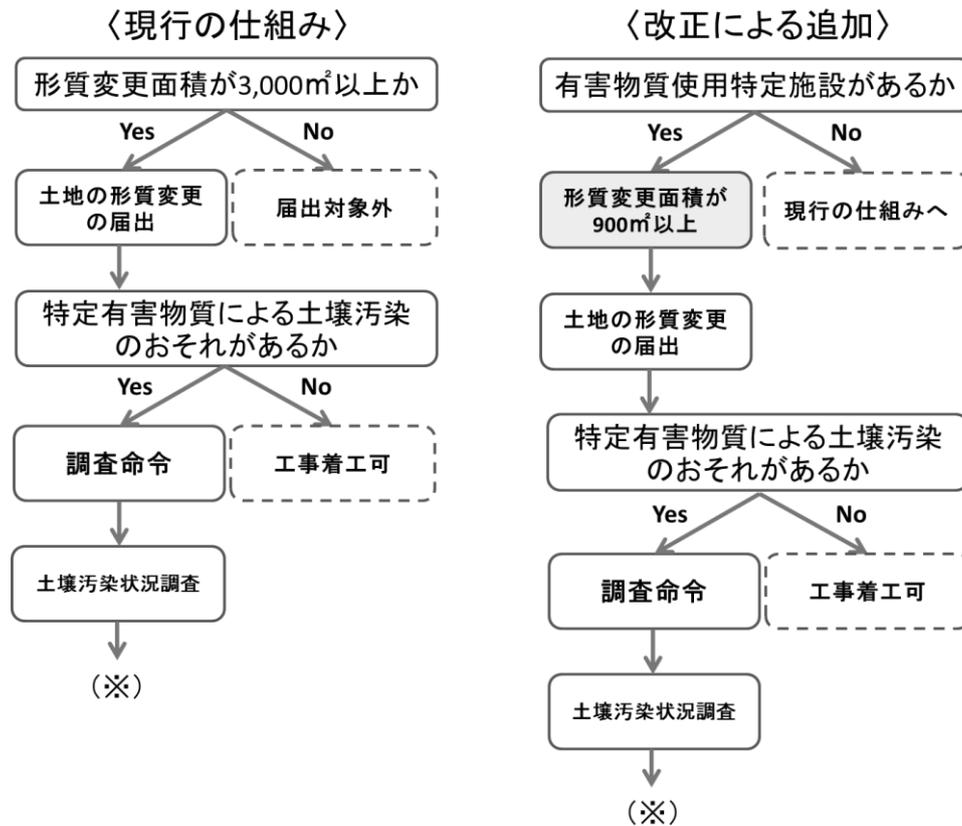


【届出等手続きのフロー図】

1 法第3条関係



2 法第4条関係



(※) 土壤汚染状況調査結果が基準を超過した場合、都道府県知事等は、特定有害物質によって汚染されている区域を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。